○還付申告をする給与所得者に対する注意事項

◎還付のための申告は、ご自分で作成して、早めに提出しましょう！

多額の医療費を支払ったり、平成25年中に住宅をローンで購入された場合などで源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の還付を受ける方は、確定申告が必要です。

○　還付金の受取りは、銀行などへの振込みをできるだけご利用ください。なお、振込みする口座は、申告される方ご本人の名義のものに限ります。

○　平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付期間（確定申告期間）は、平成26年２月17日（月）から同年３月17日（月）までです。
　なお、還付申告は、平成26年２月15日（土）以前でも行うことができます。

○　税務署の閉庁日（土・日曜・祝日などの休日）は、通常、相談及び受付は行っておりませんが、申告書は、e–Tax による送信又は郵便若しくは信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により、提出することができます。
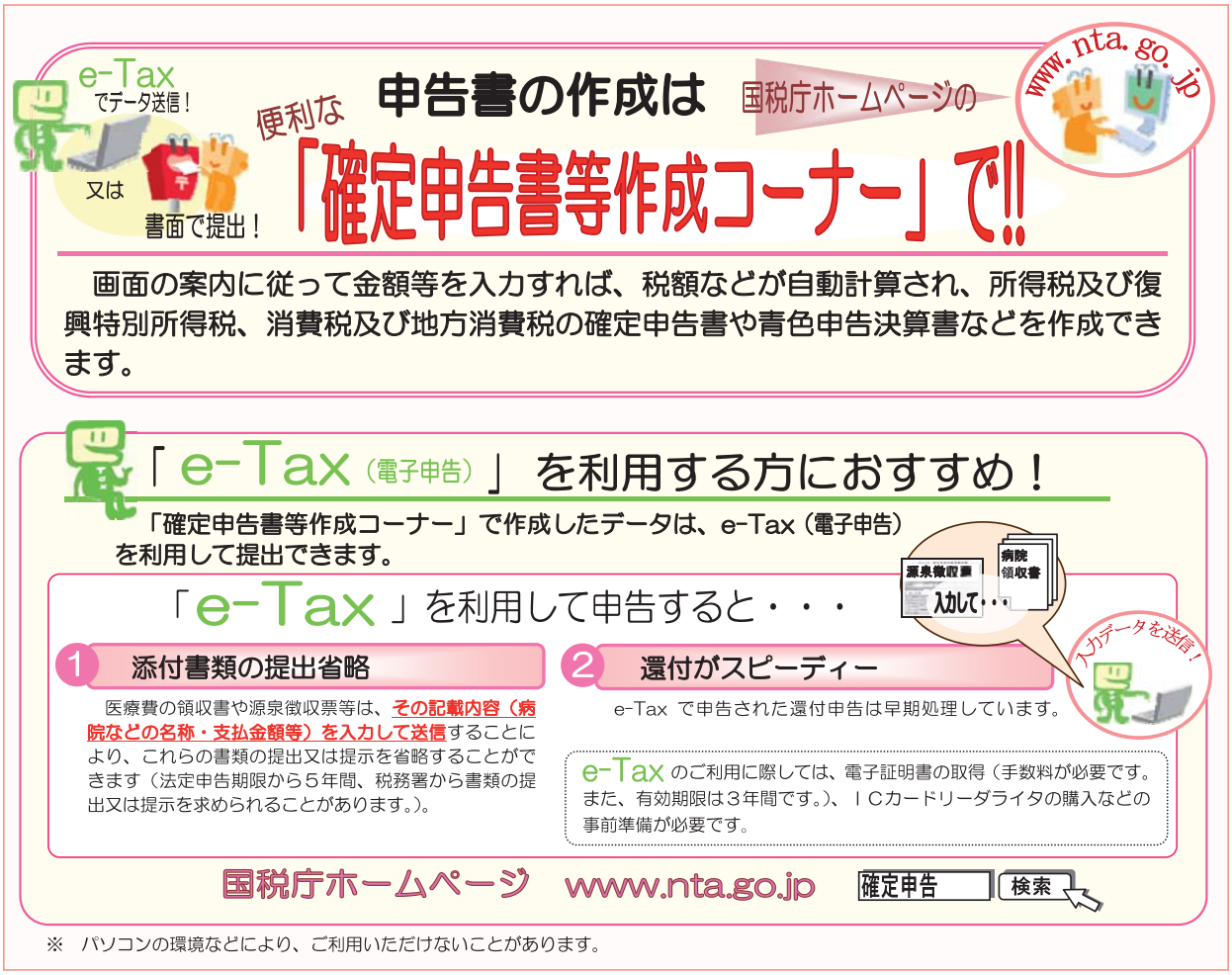
○　「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等データについては、確定申告期間中であれば e–Tax で24時間送信できます。